

令和7年度  
米子市上下水道局  
会計年度任用短時間勤務職員採用試験  
(専門職)  
受験案内

- 浄化槽事務補助員  
○排水関連業務事務補助員  
○水洗化普及員  
○上下水道事業会計出納事務員

令和6年12月27日  
米子市

【受付期間】

令和7年1月6日(月) ~ 令和7年1月17日(金)

- ・土曜日、日曜日および祝日を除きます。
- ・受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までです。
- ・郵送による申込みの場合は、1月17日必着で受け付けます。

【試験日・試験場所】

試験日	試験場所
令和7年1月26日(日) (受付時間) 9:00~9:20	米子市上下水道局 3階 会議室 (米子市車尾南二丁目8番1号)

1 採用職種・採用予定人員・職務内容 ※併願はできません。

募集職種	採用予定人数	職務内容
浄化槽事務補助員	1人	上下水道局営業課に勤務し、浄化槽法の各種届出等に関する事務及び合併処理浄化槽設置補助金に関する事務に従事します。
排水関連業務事務補助員	1人	上下水道局給排水課に勤務し、排水関連の受付、現地検査等の事務に従事します。
水洗化普及員	1人	上下水道局下水道整備課に勤務し、水洗化普及促進(戸別訪問等)に関する業務に従事します。
上下水道事業会計出納事務員	1人	上下水道局総務課に勤務し、上下水道事業会計の出納に関する事務に従事します。

2 試験日・試験場所

試験日	試験場所
令和7年1月26日(日) (受付時間) 9:00~9:20	米子市上下水道局 3階 会議室 (米子市車尾南二丁目8番1号)

3 試験方法及び内容

試験区分	試験科目	配点	試験の内容	回答時間
浄化槽事務補助員	作文試験	100点	文章による表現能力についての筆記試験	60分
排水関連業務事務補助員				
水洗化普及員				
上下水道事業会計出納事務員	教養試験(多肢選択式)	100点	職員として必要な一般的な知識及び知能についての筆記試験	60分
共通	面接試験	200点	人柄などについての面接	—

○ 合格者の決定

- ・合格者は、作文試験又は教養試験の得点と、面接試験の得点を合計した得点の高い順に決定します。
- ・作文試験、教養試験及び面接試験にはそれぞれ一定の基準があり、この基準に満たない場合は、合計得点にかかわらず不合格とします。

#### 4 受験資格

試験区分	資格
浄化槽事務補助員	次の①及び②を満たす方 ①普通自動車運転免許証（AT限定可）を有する方 ②パソコンの基本操作（文章作成や表計算ソフトへの入力等）ができる方
排水関連業務事務補助員	次の①及び②を満たす方 ①普通自動車運転免許証（AT限定可）を有する方 ②パソコンの基本操作（文章作成や表計算ソフトへの入力等）ができる方
水洗化普及員	次の①及び②を満たす方 ①普通自動車運転免許（AT限定可）を有する方 ②パソコンの基本操作（文章作成や表計算ソフトへの入力等）ができる方
上下水道事業会計出納事務員	次の①、②、③及び④を満たす方 ①日商簿記3級以上を有している方 ②公営企業会計の出納事務の実務経験がある方 ③普通自動車運転免許（AT限定可）を有する方 ④パソコンの基本操作（文章作成や表計算ソフトへの入力等）ができる方

このほか、次に掲げる地方公務員法第16条に定める項目に該当する人は、受験できません。

- ・米子市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

#### 5 申し込み受付期間

令和7年1月6日（月） ～ 令和7年1月17日（金）

- ・土曜日、日曜日および祝日を除きます。
- ・受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までです。
- ・郵送による申込みの場合は、1月17日必着で受け付けます。

## 6 受験手続

区 分	内 容
提出書類	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 受験申込書 及び 自己紹介カード 各1部            受験申込書及び自己紹介カードには、必要事項を記載のうえ、写真を貼付してください。</li> <li>○ 普通自動車運転免許証の写し 表面と裏面 各1部</li> </ul> <p>【上下水道事業会計出納事務員のみ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 簿記3級以上の合格証書又は合格証明書の写し 1部            申込時に提出できない場合は 米子市上下水道局下水道企画課出納担当 (0859-34-1312) までご連絡ください。</li> </ul>
申込先	<p>米子市上下水道局 営業課 普及担当 (1階)</p> <p>〒683-0008 米子市車尾南二丁目8番1号 電話 (0859) 34-1387</p> <p>[持参により申し込む場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 米子市上下水道局 営業課 普及担当へ、直接ご持参ください。</li> </ul> <p>[郵送で申し込む場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 封筒の表に「採用試験 (職種名) 受験申込」と書いてください。</li> <li>○ 受験票返送用として、受取人の宛先 (郵便番号・住所)、氏名を記入のうえ、<u>110円切手</u>を貼った封筒を同封してください。</li> </ul>
受験票の交付	<p>申込者には、申込み時に受験票を交付します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 郵送による申込者には、受験票を郵送しますが、1月23日(木)までに到着しないときは、米子市上下水道局営業課普及担当に問い合わせてください。</li> </ul>

○ 受理した提出書類は、返却しません。

○ 詳しいことは、米子市上下水道局営業課普及担当にお尋ねください。

## 7 試験結果の発表

区 分	発 表 時 期	発 表 の 方 法
採用候補者	2月上旬	受験者全員に対し、郵送により通知します。

## 8 採用予定日

令和7年4月1日

## 9 勤務条件等

### 【浄化槽事務補助員】

区 分	内 容
報 酬	報酬は、 月額142,064円（高卒以下） 月額150,580円（短大卒） 月額160,567円（大学卒）です。 このほかに通勤手当相当の額、期末手当及び勤勉手当がそれぞれの条件により支給されます。
勤務形態	勤務時間は、1週間あたり30時間です。 1日の勤務時間は原則として、午前8時30分から午後5時15分までの間で1日につき7時間45分を限度として割り振られます。
勤 務 地	勤務地は、米子市上下水道局（米子市車尾南二丁目8番1号）です。

### 【排水関連業務事務補助員】

区 分	内 容
報 酬	報酬は、 月額142,064円（高卒以下） 月額150,580円（短大卒） 月額160,567円（大学卒）です。 このほかに通勤手当相当の額、期末手当及び勤勉手当がそれぞれの条件により支給されます。
勤務形態	勤務時間は、1週間当たり30時間です。 1日の勤務時間は、午前8時30分から午後3時30分までの間で1日につき6時間が割り振られますが、日曜日又は土曜日若しくは夜間に勤務することもあります。また、時間外勤務をする場合があります。
勤 務 地	勤務地は、米子市上下水道局（米子市車尾南二丁目8番1号）です。

### 【水洗化普及員】

区 分	内 容
報 酬	報酬は、 月額142,064円（高卒以下） 月額150,580円（短大卒） 月額160,567円（大学卒）です。 このほかに通勤手当相当の額、期末手当及び勤勉手当がそれぞれの条件により支給されます。

勤務形態	勤務時間は、1週間当たり30時間です。 1日の勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分までの間で、7時間45分を限度として割り振られますが、日曜日又は土曜日若しくは夜間に勤務することもあります。
勤務地	勤務地は、米子市上下水道局中央ポンプ場（米子市内町172番地1）です。

【上下水道事業会計出納事務員】

区 分	内 容
報 酬	報酬は、 月額142,064円（高卒以下） 月額150,580円（短大卒） 月額160,567円（大学卒）です。 このほかに通勤手当相当の額、期末手当及び勤勉手当がそれぞれの条件により支給されます。
勤務形態	勤務時間は、1週間当たり30時間です。 1日の勤務時間は、午前9時から午後4時までの間で1日につき6時間が割り振られます。
勤務地	勤務地は、米子市上下水道局（米子市車尾南二丁目8番1号）です。

○ 共通事項

区 分	内 容
任用期間	任用期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までです。 ・任期満了後、再度の任用を行う場合があります。再度の任用を行う場合は、採用日から起算して勤続5年を超えない範囲内で、年度ごとに勤務実績、健康状態等を考慮の上、決定します。（職の改廃等がある場合を除く。）
その他	健康保険、厚生年金及び雇用保険の適用があります。

- ・予算編成や予算の議決の状況等によっては、採用にならない場合があります。
- ・いずれの職種も、採用時までには給与改定・制度改正があった場合は、それによります。
- ・再度の任用時において、前年度までの会計年度任用短時間勤務の経験を加えて上下水道事業管理者が定める上限の範囲内で、再度報酬月額を定めます。